

八幡浜市景観条例施行規則をここに公布する。

平成23年9月26日

八幡浜市長 大 城 一 郎

## 八幡浜市規則第31号

### 八幡浜市景観条例施行規則

#### (目的)

第1条 この規則は、八幡浜市景観条例（平成23年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (工作物)

第2条 条例第2条第1項第3号の規則で定める工作物は、以下のものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (7) コンクリートプラント、クラッシュープラントその他これらに類するもの
- (8) 自動車車庫の用途に供する施設
- (9) 飼料、肥料、石油、ガス等その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (11) 電話中継局として設置する電波塔、その他これに類する施設
- (12) 前各号に定めるもののほか、市長が指定するもの

#### (景観計画の変更に関する提案)

第3条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第11条に基づき景観計画の変更を提案する場合には、八幡浜市景観計画変更提案書（様式第1号）に当該提案に係る景観計画素案及び別表1に掲げる図書その他市長が必要と認めた図書を添付し行わなければならない。

2 法第14条第1項の規定に基づく通知は、八幡浜市景観計画変更提案却下通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 条例第8条の規則で定める団体は、以下の団体とする。

- (1) 愛媛県建築士会八幡浜支部
- (2) その他市長が必要と認める団体  
(行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による行為の届出は、八幡浜市景観計画区域内行為届出書（様式第3号）に、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「施行規則」という。）第1条第2項に掲げる図書及び市長が必要と認めた図書を添付して行わなければならない。

2 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、八幡浜市景観計画区域内行為変更届出書（様式第4号）に、前項に定める図書を添付して行わなければならない。

(事前協議)

第5条 条例第11条の規定による事前協議は、前条第1項に定める添付図書に準じる資料をもって行わなければならない。

(勧告)

第6条 法第16条第3項に基づく勧告は、八幡浜市景観計画区域内行為勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(景観審査会)

第7条 審査会は委員10人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

2 審査会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。

3 審査会は、会長が招集し会議の議長となる。

4 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 専門的事項の調査・審査の上で必要と認めた場合には、委員以外の者から専門委員を置くこととし、会長が委嘱する。

7 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

種類	縮尺	明示すべき事項
景観行政団体及び景観計画に関する省令に定める書類、		景観法第 11 条第 3 項の同意を得たことを証する書類
変更前計画区域の位置図	1 / 2500 以上	方位、区域界、スケールバー
変更後計画区域の位置図(区域の変更を伴わない場合には不要)	1 / 2500 以上	方位、区域界(新たに増減する範囲を明示)、スケールバー

様式第 1 号（第 3 条関係）

八幡浜市景観計画変更提案書

年 月 日

八幡浜市長 様

提案者 住所  
氏名  
連絡先

㊞

景観法第 1 1 条の規定により、次の通り景観計画の変更を提案します。

提案の種類	<input type="checkbox"/> 景観計画区域の拡大・追加 <input type="checkbox"/> 景観計画区域の縮小・削減 <input type="checkbox"/> 既存の景観計画区域内における行為制限事項の変更等 <input type="checkbox"/> その他
提案者の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第 1 1 条第 1 項に定める者 <input type="checkbox"/> 景観法第 1 1 条第 2 項に定める者
添付書類	<input type="checkbox"/> 景観計画素案（変更に係る部分のみで可） <input type="checkbox"/> 提案する計画素案の対象となる区域を明示した地図（1 / 2 , 5 0 0 の縮尺のもの） <input type="checkbox"/> 提案する計画素案の対象となる区域内の土地所有者等の同意状況 2 / 3 以上の同意を得ている旨を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 ・ ・
提案理由	

様式第2号（第3条関係）

八幡浜市景観計画変更提案却下通知書

様

八幡浜市長

印

年 月 日付で景観法第11条の規定により提案のあった景観計画の変更に係る提案については、下記の理由で却下します。

提案の種類	<input type="checkbox"/> 景観計画区域の拡大・追加 <input type="checkbox"/> 景観計画区域の縮小・削減 <input type="checkbox"/> 既存の景観計画区域内における行為制限事項の変更等 <input type="checkbox"/> その他
提案者の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第11条第1項に定める者 <input type="checkbox"/> 景観法第11条第2項に定める者
却下理由	

## 八幡浜市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

八幡浜市長 様

届出者 住所

氏名

印

連絡先

景観法第16条第1項の規定により、次の通り景観計画区域内での行為につき届け出ます。

設計者	住所				
	氏名		電話		
施工者 (予定者)	住所				
	氏名		電話		
内容確認連絡 先	住所				
	氏名		電話		
行為の 場所	地名地番				
	用途地域				
	計画区域における 詳細区域の区分 (該当の区域にレ)	<input type="checkbox"/> 市街地景観形成地域 <input type="checkbox"/> 海・山景観保全地域 <input type="checkbox"/> まち筋等景観形成地域			
	その他				
行為の期間		着手予定 月 日	年	完了予定 月 日	年

※裏面にも必要事項明記の上、担当窓口宛提出してください。

※この届出書には、景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書を添付してください。

(裏) [建築物の建築・工作物の築造の場合]

建築物の概要	行為の種類 該当するものに○印	新築・増築・改築			移転・色彩(外観)の変更等						
	用途										
	外観の特徴										
	様式	和風・洋風	屋根勾配	寸(%)							
	階数	階		最高の高さ			m				
	構造										
	敷地面積	届出部分 m <sup>2</sup>		届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>				
	建築面積	届出部分 m <sup>2</sup>		届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>				
	延べ床面積	届出部分 m <sup>2</sup>		届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>				
	道路境界から壁面線までの距離		m		軒の出の長さ			m			
	色彩の変更部分		変更箇所						変更に係る面積 m <sup>2</sup>		
			変更前後の色彩	前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
	仕上げ材	屋根	色彩			屋根		色相	明度	彩度	
		外壁				外壁		色相	明度	彩度	
更新後	新設する建築設備の種類と対策		名称				対策				
			名称				対策				
			名称				対策				
	サッシ類の使用		素材				色調				
軒の高さ等周囲の景観との調和における不具合											
工作物の概要(変更後)	種類										
	高さ	m			敷地面積			m <sup>2</sup>			
	構造										
	築造面積	届出部分 m <sup>2</sup>		届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>				
	仕上げ材					色彩	色相	明度	彩度		
	色彩の変更部分		変更前後の色彩	前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
	自動販売機等周囲の景観との調和における不具合						色相	明度	彩度		
	塀に関する事項	高さ	m	構造				緑化率	見付面積の %		

## 八幡浜市景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

八幡浜市長 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

連絡先

景観法第16条第1項の規定により、年 月 日付で届け出た景観計画区域内での行為のうち下記の行為について変更したいので、次の通り届け出ます。

設計者	住所			
	氏名		電話	
施工者 (予定者)	住所			
	氏名		電話	
内容確認連絡 先	住所			
	氏名		電話	
行為の 場所	地名地番			
	用途地域			
	その他			
行為の期間	着手予定 月 日	年	完了予定 月 日	年

※この届出書には、景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書を添付してください。

※なお、裏面の記載に関しては、変更の生じた部分のみで結構です。



(裏) [建築物の建築・工作物の築造の場合]

建築物の概要(変更後)	行為の種類 該当するものに○印		新築・増築・改築				移転・色彩(外観)の変更等					
	用途											
	外観の特徴											
	様式		和風・洋風			屋根勾配			寸( %)			
	階数		階			最高の高さ			m			
	構造											
	敷地面積		届出部分 m <sup>2</sup>			届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>			
	建築面積		届出部分 m <sup>2</sup>			届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>			
	延べ床面積		届出部分 m <sup>2</sup>			届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>			
	道路境界から壁面線までの距離			m			軒の出の長さ			m		
	色彩の変更部分		変更箇所				変更に係る面積 m <sup>2</sup>					
			変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
	仕上げ材	屋根	色彩			屋根		色相	明度	彩度		
		外壁				外壁		色相	明度	彩度		
新設する建築設備の種類と対策		名称					対策					
		名称					対策					
		名称					対策					
サッシ類の使用		素材					色調					
軒の高さ等周囲の景観との調和における不具合												
工作物の概要(変更後)	種類											
	高さ		m			敷地面積			m <sup>2</sup>			
	構造											
	築造面積		届出部分 m <sup>2</sup>			届出以外の部分 m <sup>2</sup>			合計 m <sup>2</sup>			
	仕上げ材					色彩		色相	明度	彩度		
	色彩の変更部分		変更前後の色彩		前	色相	明度	彩度	後	色相	明度	彩度
	自動販売機等周囲の景観との調和における不具合							色相	明度	彩度		
	塀に関する事項	高さ	m	構造				緑化率	見付け面積の %			

様式第5号（第6条関係）

八幡浜市景観計画区域内行為勧告書

年 月 日

行為者 住所  
氏名 様

八幡浜市長 印

景観法第16条第1項の規定により 年 月 日付で届け出のあった景観計画区域内での行為のうち、下記の行為については景観計画における景観形成基準に適合しないものと判断しましたので、景観法第16条第3項の規定により次の措置を講じるよう勧告します。

行為の場所	地名地番		
	用途地域		
	計画区域における 詳細区域の区分		
行為制限該当部分			
景観形成基準との不整合			
勧告内容 (講じるべき措置)			
行為の期間	着手予定	完了予定	
	年 月 日	年 月 日	
備考			